

第2節 構造

**1 構造耐力**

積雪荷重及び風圧力

法20条

① 積雪荷重（令第86条、細則第21条）

（1）積雪の単位荷重及び垂直積雪量は表1・2の数値による。

表1

単位荷重	30N/m <sup>2</sup> ・cm 以上	多雪区域
------	---------------------------	------

表2

区 域	垂 直 積 雪 量
南区のうち小金湯、 定山溪温泉東1丁目から定山溪温泉東4丁目まで、 定山溪温泉西1丁目から定山溪温泉西4丁目まで、 定山溪及び豊滝	1.9m
上 記 以 外 の 区 域	1.4m

（2）屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、令第86条第4項の規定にかかわらず、積雪荷重に表3の数値を乗じた数値とすることができる。

表3

勾 配		25度の場合	55度の場合	60度の場合	備 考
積雪荷重 に 乗 ず べ き 数 値	金属板葺とした場合	0.9	0	—	中間値は当該 度数に応じ比 例的に算定す る。
	繊維強化セメント板 又はこれに類する屋 根葺材とした場合	0.9	—	0	

② 風圧力（令第87条、平12建告第1454号）

地表面粗度区分及び基準風速V<sub>0</sub>は表4・5の数値による。

表4

地表面粗度区分	Ⅱ又はⅢ
---------	------

表5

V <sub>0</sub>	32m/s
----------------	-------

V<sub>0</sub>：その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて30m/sから46m/sまでの範囲内において国土交通大臣が定める風速

第2節 構造

# 1 構造耐力

## 木造の建築物の柱の小径及び軸組

法20条

### ① 柱の小径（令第43条第1項、条例第19条第1項、平成12建告第1349号）

令第43条第1項に基づく構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件（平12建告第1349号）の適用に際しては、同告示第1中「固定荷重と積載荷重」とあるのは、「固定荷重、積載荷重及び積雪荷重」とする。

### ② 軸組（令第46条第4項、条例第19条第2項、昭和56年建告第1100号）

令第46条第4項に基づく木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭56建告第1100号）の適用に際しては、同告示第3の1中「固定荷重と積載荷重」とあるのは、「固定荷重、積載荷重及び積雪荷重」とする。

※1 上記①、②の算定に当たっては、次のホームページに掲載している積雪荷重の項目を追加した表計算ツールをご活用ください。

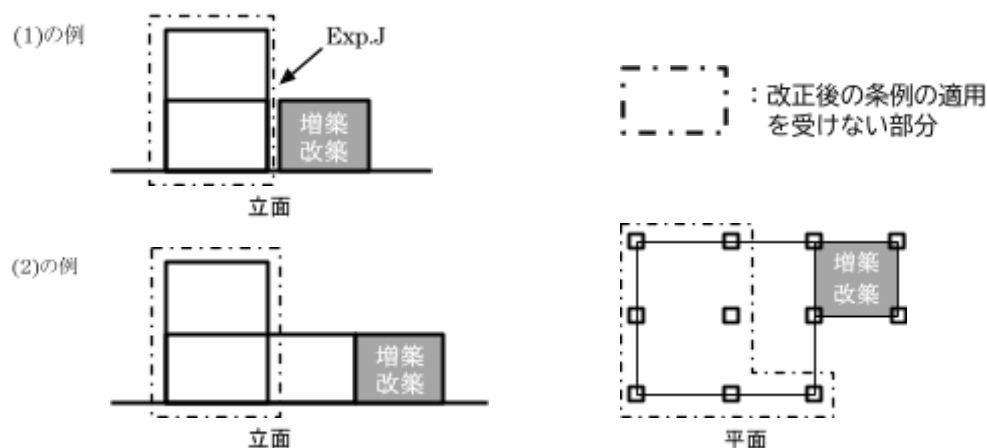
URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/207422.html>

### ③ 適用の除外について（条例第19条第3項）

条例第19条第1項又は第2項（以下「改正後の条例」という。）の規定に適合しない部分を有する既存建築物について、構造耐力上の危険性が增大しないものとして市長が定める範囲内で増築又は改築をする場合においては、増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、改正後の条例の規定は適用しない。

市長が定める範囲とは、次のいずれかに該当するものであることをいう。

- (1) 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものであること。
- (2) 増築又は改築の後において、長期の応力が增大しない柱であること（柱の小径のみ）。



※2 改正後の条例の適用を受けない場合も、次の点に留意すること

- (1) 令第137条の2の規定により、改正後の令第43条第1項又は令第46条第4項（以下「改正後の政令」という。）の規定が適用される場合がある。
- (2) 改正前の条例（改正前の条例の適用がある場合に限る。）と改正後の政令のいずれか厳しい方の規定に適合させる必要がある。

#### ④ 経過措置について

令和8年（2026年）3月31日までの間に工事に着手する、地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下の木造建築物（延べ面積が300平方メートルを超えるものを除く。）で、改正後の条例の基準によることとするための設計の変更に時間を要する等の理由により、改正後の柱の小径・必要壁量の算定方法を適用することが難しいと認められる場合については、改正前の柱の小径・必要壁量の算定方法によることができる。

ただし、柱の小径又は必要壁量のいずれか一方を改正前の算定方法、いずれか一方を改正後の算定方法とすることはできない。

第2節 構造

1 構造耐力

小型エレベーター（ホームエレベーター）について

法20条

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターを定める件（平12年建告第1413号）第1第6号に規定するエレベーター（いわゆる「ホームエレベーター」）を設置した木造建築物の構造は、原則として以下のとおりとする。（（財）日本建築センター発行「ホームエレベーターの本」参照）

（1）昇降路まわりの壁は、壁倍率が2以上で、かつ、両方向に効く構造（筋かい又は構造用合板等）とする。

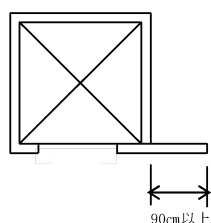
（2）出入口の脇に、幅90cm以上のそで壁（壁倍率2以上）を設ける。（図－a）

この、そで壁を隣接して設けられない場合は、次のいずれかによる。

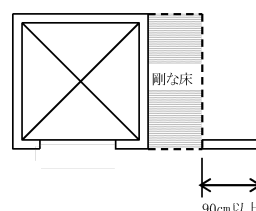
ア 出入口を含む壁の延長上に幅90cm以上の壁（壁倍率2以上）を設け、その壁と昇降路との間を剛な床（構造用合板）でつなぐ。（図－b）

イ 壁が出入口の延長上に設けられないときは、幅90cm以上の壁（壁倍率2以上）を昇降路の近くに設け、エレベーター部から水平力が伝達するように剛な床でつなぐ。（図－c）

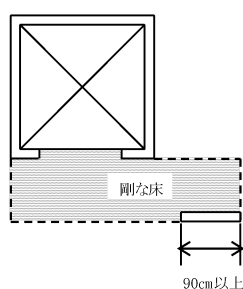
ウ 出入口と反対側の昇降路の壁を幅135cm以上として、昇降路のまわり3方向以上の床を幅90cm以上にわたって剛な床とする。（図－d）



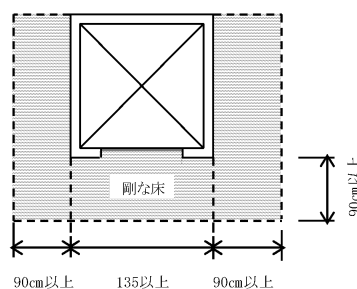
（図－a）



（図－b）



（図－c）



（図－d）

（3）令第46条に規定された地震時の壁量計算に関しては、昇降路まわりの壁及び出入口の脇のそで壁又はそれに代わる壁を除いて算定する。

（4）エレベーターによる水平力を負担するため、昇降路周辺の壁を含んだ総壁量は、令第46条にしたがって算出した地震時における必要壁量の1.1倍以上とする。

第2節 構造

# 1 構造耐力

法20条

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物

## ① 適用対象について

北海道知事が指定する土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物には、令第80条の3による構造方法の規定が適用される。

ただし、敷地内に土砂災害特別警戒区域の境界がある場合、居室を有する建築物が土砂災害特別警戒区域外の計画であれば適用の対象とはならない。



図

また、都市計画区域外等（法第6条第1項第三号の区域外）であっても、土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物であれば確認申請が必要となる場合がある。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条）

## ② 指定区域の詳細について

（1）札幌市内の指定区域は下記のホームページで確認してください。

北海道建設部土木局河川砂防課

「北海道土砂災害警戒情報システム」

URL <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

（2）詳細位置等についての問い合わせ先

- ・札幌市都市局市街地整備部開発指導課 011-211-2512
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部事業室治水課 011-561-0465
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課 011-561-0417

第2節 構造

**2 工作物**

工作物の高さの算定方法

法88条

① 通信アンテナ等が取り付けられる場合のRC柱・鉄柱等（令第138条第1項第二号）の高さ

アンテナを附属したRC柱・鉄柱等の高さHは、図1のように求める。

RC柱・鉄柱等に附属するアンテナ設備その他これらに類するもので、構造上軽微なものは工作物の高さに算入しない。

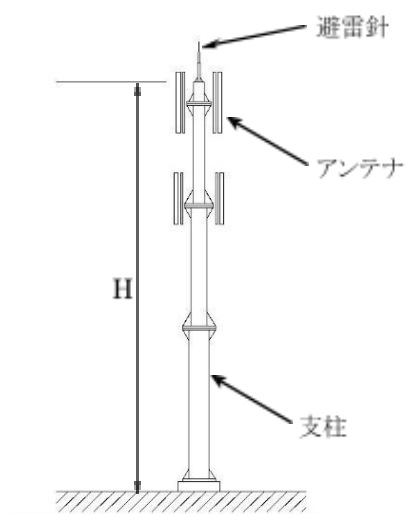


図1

② 広告塔・広告板等（令第138条第1項第三号）の高さ

広告塔・広告板等の高さHは、図2～5のように求める。（h：最高高さ）

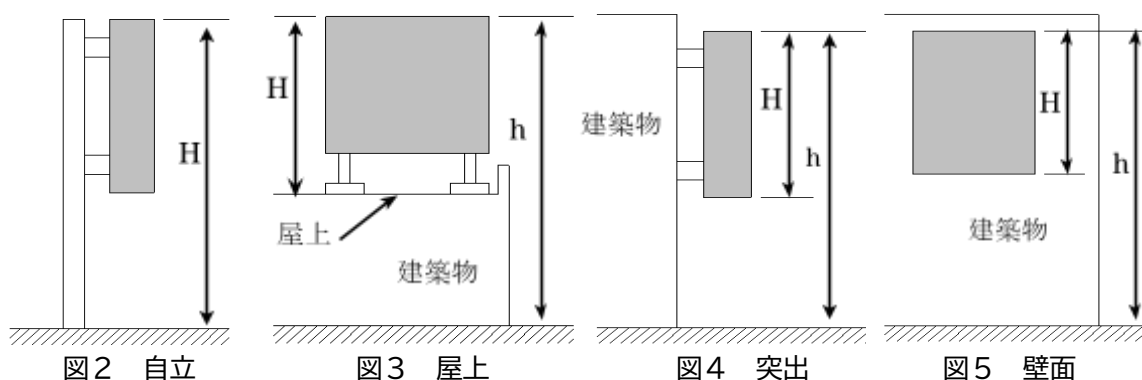


図2 自立

図3 屋上

図4 突出

図5 壁面